

令和6年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B 日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～8ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

A 市立 A 公民館（以下、A 公民館という。）付近の住民からなる「現代書画サークル」（以下、B 書画サークルという。）は、長年に亘り A 公民館を定期的に利用してきた。B 書画サークルの主宰者の一人は現代アートの第一人者としても広く知られており、A 公民館で他のサークルメンバーとともに、同公民館の定期講座の一つとして、書道と現代アート融合の実験的な企画を計画、運営してきている。

B 書画サークルでは、毎月、サークルメンバーによる作品を互いに評価して、会員から最も多くの票を獲得した書画を「特選」として選出していた。特選に選ばれた書画は、A 公民館が発行する月刊情報誌「A 公民館だより」に大きく掲載されるのが、慣例であった。

20**年のある月、B 書画サークルが特選に選んだ作品（以下、本件作品という。）は、A 市に所在する港湾施設に自衛隊基地が新たに建設されることとなったのをモチーフとして、戦争と平和について描くものであった。当時、A 市では、一方では自衛隊新基地への反対運動が盛んだったが、他方では地域活性化を理由とする賛成の動きも活発であった。

「A 公民館だより」担当者による編集会議が開かれたところ、A 公民館職員である C が、本件作品について、「政治的に偏っている」と指摘し、「公民館だよりは、公民館の事業や地域の活動を広報することを目的とし、公共施設である公民館が責任を持って編集・発行している刊行物であり、公平中立の立場であるべき」との理由で、本件作品を「A 公民館だより」に掲載するべきではないと主張した。

職員 C の主張に関わる憲法上の問題について、下に掲げる【参考条文】（社会教育法（抄））を参照して論じなさい。

【参考条文】

社会教育法（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

（第3項略）

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

(第2項、3項略)

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

(第2号から6号まで略)

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

民法（配点 100 点）

以下の事例を読んで、【参考条文】も参照しながら、設問 1、設問 2 に答えなさい。

【事例】 A は、B に対する 100 万円の金銭債権 α を有している。 α は、AB 間の契約に基づいて発生したものであり、同契約には「本契約から生じた一切の債権は、B が承諾をした場合を除いて、譲渡をすることができない」との特約（以下、本件特約）がある。

A は、本件特約について善意の C に α を 80 万円で譲渡し、その旨を内容証明郵便で B に通知した。 α の履行期到来後、C が B に対して α の履行を求めたところ、B は本件特約の存在を理由として弁済を拒絶した。

C から連絡を受けた A は、今度は α を D に 60 万円で譲渡し、その旨を内容証明郵便で B に通知した。D が B に対して α の履行を求めたところ、B は α の弁済として D に 100 万円を支払った。

設問 1 α が通常金銭債権である場合について、C は誰に、何を請求することができるかについて論じなさい。

（配点：50 点）

設問 2 B が銀行で、 α が預金者 A の B に対する定期預金債権であるとした場合に、設問 1 と、法律関係にどのような違いが生じるかについて論じなさい。

（配点：50 点）

【参考条文】 ※その他の民法の条文を用いることを妨げない。

（債権の譲渡性）

民法 466 条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

（預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力）

民法 466 条の 5 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第 466 条第 2 項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

2 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

刑法（配点 100 点）

無職の甲は、楽をして生活費を得られないかと考え、交通事故を偽装して、保険金を得ることを思いついた。そこで甲は、自動車を保有している悪友の乙に対して、得られた保険金を山分けすることを提案して協力を求めたところ、乙はこれを承諾した。

甲と乙は、事故が全く架空のものだと保険会社に怪しまれると思い、乙が自動車を運転して、自転車に跨った状態の甲にわざと軽く接触し、警察に交通事故として届け出ることとした。そして、乙は、実際に、自動車を運転し、道路上で自転車に跨った状態の甲の身体に低速で軽く接触し、甲を自転車ごとその場に転倒させた（以下「本件衝突」という。）。乙は、その場で警察に通報し、警察官には不注意で甲に衝突してしまったと嘘を述べ、本件衝突は過失による事故として処理された。甲は本件衝突により右膝に全治 3 日の打撲の怪我を負ったが、病院には行かず、治療は一切しないまま怪我は治癒した。

乙は、保険金請求に使うため、インターネット上に掲示されていた診断書の様式を参考に、A 整形外科医院医師 B という署名及び押印のある、「甲につき右腕の骨折により全治 1 ヶ月間と診断する」旨の診断書を作成した。また乙は、乙が契約する損害保険会社（以下「本件保険会社」という。）のホームページから休業損害証明書の書式をダウンロードし、これに、「本件衝突により従業員の甲が 30 日間仕事を休み、その期間の給与である 50 万円を支払わなかった。」旨記載した上、C 株式会社代表取締役 D の署名と押印をし、休業損害証明書を作成した。そして乙は、これらの書類を甲に交付した。

甲は上記乙作成の書類を元に、本件保険会社に治療費及び休業損害金合計 80 万円を請求する旨の保険金支払請求書を作成し、前記診断書及び前記休業損害証明書とともに、本件保険会社に提出した。

本件保険会社の担当者 E は、提出された資料を特に不審には思わなかったが、上司である F の決裁を受けようとしたところ、F は提出書類の記載内容を不審に思い、その後慎重な調査を行った。その結果、虚偽の申請であることが発覚したため、保険金が支払われることはなかった。

甲と乙の罪責を論じなさい。

[このページは空白です。]